

## 可児市得とく可児みせ応援チケット事業補助金交付要領

令和3年8月4日  
観光経済部産業振興課

### (目的)

第1条 この要領は、市内で事業を営む事業者に可児市得とく可児みせ応援チケット事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症が、当該事業者に与える影響を緩和するとともに、地域経済を活性化させることを目的とする。

### (適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領による。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に店舗等を有し、現に事業を営む個人の事業者又は法人で、次の要件をすべて満たす者をいう。ただし、要件をすべて満たす者に相当する資格を有する者として市長が認める場合はこの限りでない。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 可児市地域通貨事業実施要綱（平成26年可児市訓令甲第13号）第8条に規定する可児市地域通貨の協力店を運営する者、可児商工会議所の会員、可児市観光協会の会員のいずれか
- (2) 店舗等 現に事業を営んでいる店舗、営業所、事業所その他事業に必要とする施設で市長が認めるものをいう。
- (3) 得とく可児みせ応援チケット 第1条の目的を達成するために、市長が別に定めるチケット10枚綴りの1シートを1販売単位とするものをいう。
- (4) 得とく可児みせ応援チケット購入依頼書 得とく可児みせ応援チケットを購入する際に購入希望者が提出する依頼書をいう。
- (5) 購入者 得とく可児みせ応援チケット購入依頼書（様式第1号。以下「購入依頼書」という。）を事業者に提出し、得とく可児みせ応援チケットを購入したものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する店舗等を有し、その店舗等に岐阜県の行動指針等に沿った感染防止対策の実施を宣言した事業者配布される「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示している事業者であること。
- (2) 市長が別に定める方法により得とく可児みせ応援チケット取扱店として認定する事業者であること。
- (3) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として、社会通念上不適切である

と判断される事業を行わない事業者であること。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第1項第4号又は第5号で定める営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない事業者であること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業者であること。
- (6) 事業に必要な許認可等を受けている事業者であること。
- (7) 市税及び市各種納付金の滞納がないこと。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例による徴収猶予の許可を受けた者を除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、事業者が令和4年2月6日までに販売した得とく可児みせ応援チケットの額面販売総額に10分の3を乗じて得た額とする。ただし、同一の購入者に2シートを超えて販売したシートの額面販売額は、額面販売総額に含めないものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、可児市得とく可児みせ応援チケット事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 可児市得とく可児みせ応援チケット購入者報告書（様式第3号）
- (2) (1)に記載された事項に対応する購入依頼書一式
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年2月28日までに行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、第7条の規定による交付の申請をもって行ったものとみなす。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第10条の規定による補助金の額の確定通知は、規則第4条の規定による補助金の交付決定通知をもって行ったものとみなす。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要領は、観光経済部長の決裁の日から施行する。

（失効）

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。